

## ○四日市港管理組合港湾施設条例施行規則

昭和 41 年 4 月 1 日  
規則 第 2 号

<b>改正</b>	昭和 41 年 12 月 27 日規則第 22 号	昭和 42 年 7 月 25 日規則第 1 号
	昭和 43 年 8 月 20 日規則第 2 号	昭和 44 年 8 月 28 日規則第 8 号
	昭和 46 年 3 月 1 日規則第 4 号	昭和 47 年 2 月 1 日規則第 1 号
	昭和 47 年 4 月 1 日規則第 5 号	昭和 51 年 5 月 1 日規則第 6 号
	昭和 52 年 4 月 30 日規則第 7 号	昭和 58 年 4 月 21 日規則第 4 号
	昭和 63 年 3 月 29 日規則第 2 号	平成元年 3 月 28 日規則第 9 号
	平成 2 年 7 月 24 日規則第 6 号	平成 7 年 3 月 31 日規則第 12 号
	平成 10 年 4 月 1 日規則第 9 号	平成 11 年 9 月 20 日規則第 9 号
	平成 11 年 10 月 12 日規則第 12 号	平成 16 年 7 月 1 日規則第 4 号
	平成 17 年 10 月 21 日規則第 6 号	平成 20 年 5 月 1 日規則第 6 号
	平成 26 年 3 月 14 日規則第 1 号	平成 26 年 12 月 18 日規則第 1 号
	平成 27 年 3 月 31 日規則第 5 号	平成 30 年 3 月 26 日規則第 4 号
	平成 31 年 4 月 26 日規則第 5 号	令和 2 年 12 月 1 日規則第 7 号
	令和 3 年 3 月 23 日規則第 12 号	令和 3 年 12 月 27 日規則第 18 号

### 第 1 章 総 則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、四日市港管理組合港湾施設条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(火気取扱禁止区域)

**第 2 条** 条例第 3 条第 2 号に規定する規則で定める区域は、次の各号に定める場所及び区域とする。ただし、許可を受けて相当の設備をした場所及び喫煙所は、この限りでない。

- (1) 岸壁、さん橋、物揚場、ランプウエー、荷さばき地、上屋、くん蒸庫、野積場及び石炭等保管用地
- (2) 前号のほか、管理者が特に必要があると認める区域

(危険物等)

**第 3 条** 条例第 3 条第 5 号に規定する規則で定める危険物等は、次に掲げる物とする。

- (1) 爆発物その他の危険物（港則法施行規則の危険物を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 547 号）別表に掲げるもの。以下「危険物」という。）
- (2) 港湾施設その他の施設等を損傷又は汚損するおそれのある物
- (3) 衛生上有害と認められる物又は甚だしく悪臭のある物
- (4) 前各号のほか、管理者が不相当と認める物

(許可手続等)

**第 4 条** 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる使用の区分に従い申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) けい留施設の使用 係留施設等使用許可申請書（第 1 号様式）
- (2) 荷さばき施設及び保管施設の使用 上屋等使用許可申請書（第 2 号様式）、荷役機械使用許可申請書（第 2 号様式の 2）、石炭等保管用地使用許可申請書（第 2 号様式の 3）、くん蒸庫等使用許可申請書（第 2 号様式の 4）
- (3) 管理事務所の使用 管理事務所使用許可申請書（第 2 号様式の 5）
- (4) 船舶補給施設の使用 給水栓使用許可申請書（第 3 号様式）
- (5) 港湾役務提供用船舶の使用 ひき船使用許可申請書兼配船希望願（第 4 号様式）
- (6) 施設用地の使用 施設用地使用等許可申請書（第 5 号様式）

(7) 前各号に掲げる以外の港湾施設の使用は別に定める。

2 前項第5号の申請書は、使用日の前日までに提出しなければならない。

(工作物等の設置申請等)

**第5条** 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、施設用地使用、工作物設置、改良許可申請書(第5号様式)又は工作物除去許可申請書(第6号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 道路に工作物を設置する場合の許可は、別表に掲げる道路の工作物設置許可基準によつて、行うものとする。ただし、管理者が特にやむを得ない事由によりこの基準によることが困難と認めた場合はこの限りでない。

3 第1項の申請に基づき許可を受けた者は(以下本条において「許可を受けた者」という。)、当該工事に着手しようとするときに、速やかに工事着工届(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。

4 許可を受けた者は、前項の工事が完了したときに、速やかに工事しゅん工届(第8号様式)を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(継続使用)

**第6条** 前2条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用期間又は工作物の設置期間満了後も引き続いて当該施設を使用し、又は工作物を設置しようとするときは、一般使用については使用又は設置期間満了の日の前日までに、専用使用又は設置については使用又は設置期間満了前15日までに、改めて申請書を提出しなければならない。

(使用順位)

**第7条** 第4条第1項に規定する申請が競合する場合における使用許可の順位は、別に定める。

(申請書記載事項の取消し又は変更)

**第8条** 使用者は、許可を受けた後に申請書に記載した事項に変動があつたときは、速やかに管理者に届け出て、その取消し又は変更の手続をしなければならない。

(荷重等の制限)

**第9条** けい留施設、荷さばき施設等の使用については、制限をこえて負荷させてはならない。

2 前項の制限の限度は、別に定める。

## 第2章 通信、信号等

(執務時間)

**第10条** 四日市港管理組合港務用海岸局(以下「よつかいちポータルラジオ」という。)は、常時執務するものとする。

(通信事項)

**第10条の2** 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次の各号の区分に掲げる事項とする。

(1) 最初に通信圏に入ったとき

イ 船名、総トン数及び着港時のきつ水

ロ 着港予定時刻

ハ 四日市港揚貨物の種類及び数量

ニ 危険物の有無

ホ 仕出港

ヘ 前各号のほか、管理者が必要と認める事項

(2) 鳥羽市神島沖を通過したとき

通過時刻

(3) 港外に到着したとき

イ 到着時刻

ロ 船の位置

2 前項第2号の事項を通報後は、よつかいちポータルラジオの呼出しに注意しなければならない。

(入港及びけい留場所の指示)

**第11条** 条例第11条に規定する船舶に対するけい留場所の指定その他の指示は、よつかいちポータルラジオによるものとする。

**第12条** 削除

### 第3章 けい留施設

(けい留船舶の守るべき事項)

**第13条** けい留中の船舶は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災その他の事故により、他に危害を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、速やかに離岸その他適当な措置をとること。
- (2) 荒天等気象の変化に応じ、常に適当な措置をとり、いつでも避難できる準備をしておくこと。
- (3) 船舶の排せつ管等と岸壁又はさん橋の防舷材との接触を防ぐため適当な防舷具を使用すること。
- (4) じんかい、油類その他船内において生じた汚物をけい留施設又は海中に投棄しないこと。
- (5) ばら物等脱落のおそれのある物を積おろしをしようとするときは、その脱落を防止できる適当な装備を設けること。

(けい離作業)

**第14条** 岸壁及びさん橋における船舶のけい離については、管理者の指示のもとに行わなければならない。

(使用場所の変更)

**第15条** 管理者は、船舶がふくそうしているとき、又は船舶けい離に支障があると認めるときは、条例第12条第3号の規定によりけい留場所の変更を命じることがある。

(使用時間)

**第15条の2** けい留施設の使用時間は、船舶をけい留した時刻から、その施設を離れた時刻までとする。ただし、条例第12条の規定により、管理者が、離岸又は転びようを命じたことにより、使用を中断した場合は、その中断の時間は、これを使用時間に算入しない。

(使用権の消滅)

**第16条** けい留施設を使用する船舶がその施設を離れたときは、許可期間内であつても使用権は消滅する。ただし、風波その他危険防止のため避難したときは、この限りでない。

### 第4章 運河及び臨港橋

(禁止事項)

**第17条** 運河においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 高速力で航行すること。
- (2) 水路に投びようし、又はけい留すること。
- (3) 橋梁等に船舶及び雑種船をけい留すること。
- (4) 土砂、じんかい及び汚物等を投棄すること。
- (5) かく座又は沈没した舟艇を放置すること。

(危険標識)

**第18条** 条例第3条ただし書の規定に基づく許可を受けて危険物等を積載して運河内にある船舶は、昼間は赤旗を、夜間は赤灯を見えやすい場所に掲げておかななければならない。

(臨港橋の開閉等)

**第19条** 臨港橋の開閉を必要とする船舶は、事前にその通行予定時間を管理者に届け出なければならない。

2 前項の船舶は、北航する場合には運河の入口附近に、南航する場合には鉄道橋附近に達し

たとき、汽笛又はサイレンをもつて長音3回を吹鳴しなければならない。

- 3 臨港橋の開閉時間は、休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日並びに1月2日、3日及び12月29日から31日までの日をいう。）を除き、午前8時から午後5時までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず最大風速20メートル以上のときは、臨港橋は、開閉しない。
- 5 次の各号のいずれかをこえる船舶は臨港橋を通航してはならない。ただし、特に管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。
  - (1) 総トン数200トン（重量トン数500トン）
  - (2) 船幅7メートル20センチメートル

## 第5章 入出港届

（入出港の届出）

**第20条** 条例第13条の規定による届出は、入出港届（港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条に規定する様式）を管理者に提出するものとする。この場合において、1日2回以上入港する船舶の2回以後並びに1月11回（1日に2回以上入港したときの入港回数は1回とする。）以上入港する船舶の11回以後の入港届については、その旨を記載するものとする。

- 2 前項の入出港届を提出した後において、出港の日時に変更があつたときは、当該船舶の船長又は代理人は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

（届出不要の船舶）

**第21条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する船舶は、その届出をすることを要しない。

- (1) 船舶国籍証書を受有することを要しない船舶
- (2) 平水区域を航行区域とする総トン数700トン未満の船舶
- (3) 災害救助活動その他の緊急の活動に従事する船舶
- (4) その他あらかじめ管理者の許可を受けた船舶

## 第6章 荷さばき地、上屋及びくん蒸庫

（上屋の開閉時間）

**第22条** 一般使用上屋の開閉時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（貨物の搬入、搬出届等）

**第23条** 使用者は、一般使用の荷さばき地及び上屋へ貨物を搬入するとき、又は荷さばき地及び上屋から蔵置貨物を搬出するときは、荷さばき地等搬入（出）届（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 使用者は、前項の搬入及び搬出については、管理者の指示に従わなければならない。

（搬入貨物の表示）

**第24条** 使用者は、一般使用の荷さばき地及び上屋に搬入した貨物には、使用者の名称、貨物名、使用許可面積及び使用許可期間を表示しておかななければならない。

（取扱貨物の制限）

**第25条** 荷さばき地、上屋及びくん蒸庫において取り扱う貨物は、船舶積おろしのものに限る。ただし、特に管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。

（くん蒸庫の使用上守るべき事項）

**第26条** くん蒸庫の使用者は、別に定める事項を遵守しなければならない。

## 第7章 野積場、石炭等保管用地及び施設用地

（許可の表示）

**第27条** 野積場、石炭等保管用地及び施設用地の使用者は、使用者の名称、使用許可面積、

使用許可期間を見やすい場所に表示しておかなければならない。

(準用)

**第 28 条** 第 25 条の規定は、野積場及び石炭等保管用地の使用について準用する。

## 第 8 章 荷役機械

(運転者の承認)

**第 29 条** 使用者において荷役機械を運転するときは、あらかじめその運転者について管理者の承認を受けなければならない。

(使用上守るべき事項)

**第 30 条** 荷役機械の使用者は、別に定める事項を遵守しなければならない。

## 第 9 章 ひき船

(ひき船の行動についての指示)

**第 31 条** ひき船の使用者（ひかれる船の船長又はその代理人を含む。以下同じ。）は、ひき船の行動について必要な指示をしなければならない。ただし、ひき船の船長が作業中自船に急迫した危険があると認めたときは、ひき船の使用者の意思にかかわらず保安上適宜の処置をとることができる。

2 ひき船の使用者は、夜間又は荒天等のため作業が困難と認めるときは、当該作業について、あらかじめひき船の船長と協議しなければならない。

(使用時間)

**第 32 条** ひき船の使用時間は、作業につくためていけい場を出発した時刻から作業を終了してていけい場に到着した時刻までとする。ただし、特別の事情により、これによることが困難な場合には、管理者がそのつど定める。

(使用料の計算)

**第 33 条** 条例第 16 条の別表に定めるひき船使用時間の基本単位時間（1 時間以内をいう。）が異なる基本料金の時間にわたる場合の使用料は、いずれか長い時間の基本料金とし、その異なる基本料金の時間が同一であるときは、低い方の基本料金とする。

2 基本単位時間を超える時間 30 分までごとについては、いずれの場合も高い方の基本料金とする。

## 第 10 章 管理事務所

(使用の制限)

**第 34 条** 管理事務所（以下「事務所」という。）を使用できるものは、港湾関係者に限る。ただし、特に管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。

(使用上守るべき事項)

**第 35 条** 使用者は、事務所の外部に表札等を掲げる場合には、管理者の許可を受けなければならない。

2 使用者は、許可なく事務所の現状を変更してはならない。

3 使用者は、事務所内の電気設備を使用するときは、指定容量以上の器具を使用してはならない。

## 第 11 章 立入りの制限

**第 36 条** 条例第 4 条の規定により、管理者が、港湾施設内への立入りを禁止し、または制限する場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、国際埠頭施設における制限区域及び水域における制限区域は、四日市港管理組合告示により定める。

(1) 国際埠頭施設における制限区域内において国際航海船舶の荷役を行う等以外で、正当な理由なく人又は車両が国際埠頭施設における制限区域へ立入る場合。ただし、国際航海船舶の利用に供していない時間帯で管理者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 水域における制限区域内において国際航海船舶へサービスを提供する等以外で、正当な理由なく人又は船舶が水域における制限区域へ進入する場合。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が港湾施設の管理上特に必要があると認めたとき。

## 第12章 雑則

(入港予定届)

**第37条** 船舶会社又はその代理者は、入港船舶予定届（第10号様式）により、翌月に入港する船舶の予定を月末までに管理者に届け出なければならない。

2 前項に規定する予定届の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更に係る事項を届け出なければならない。

**第38条** 削除

(ファクシミリによる提出等)

**第39条** 管理者が公示する許可の申請書、届、報告書等（以下、「申請書等」という。）は、ファクシミリによる送信によつて提出することができる。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

2 前項の規定により管理者のファクシミリにより出力された用紙は、申請書等の正本とみなす。

(電子情報処理組織による申請等)

**第40条** 管理者が公示する許可の申請、届出、報告等（以下、「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

2 前項の規定により行われた申請等は、管理者の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に、管理者に到達したものとみなす。

3 管理者は、第1項の規定により申請等がされた時は、電子情報処理組織を使用して許可の通知を行うことができる。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に四日市港港湾施設管理条例施行規則（昭和40年三重県規則第3号）に基づいてなされた申請等で、この規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によりした申請とみなす。

**附 則**（昭和41年12月27日規則第22号）

この規則は、昭和42年1月1日から施行する。

**附 則**（昭和42年7月25日規則第1号）

この規則は、昭和42年9月1日から施行する。

**附 則**（昭和43年8月20日規則第2号）

1 この規則は、昭和43年8月20日から施行する。

2 この規則施行前に許可を受けて設置した工作物については、この規則は適用しないものとする。

**附 則**（昭和44年8月28日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年3月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和47年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和47年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年5月1日規則第6号）

この規則は、昭和51年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年4月30日規則第7号）抄

- 1 この規則は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。  
**附 則**（昭和 58 年 4 月 21 日規則第 4 号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和 63 年 3 月 29 日規則第 2 号）  
この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成元年 3 月 28 日規則第 9 号）  
この規則は、平成元年 5 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 2 年 7 月 24 日規則第 6 号）  
この規則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 7 年 3 月 31 日規則第 12 号）
- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。  
**附 則**（平成 10 年 4 月 1 日規則第 9 号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成 11 年 9 月 20 日規則第 9 号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成 11 年 10 月 12 日規則第 12 号）  
この規則は、平成 11 年 10 月 12 日から施行する。  
**附 則**（平成 16 年 7 月 1 日規則第 4 号）  
この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 17 年 10 月 21 日規則第 6 号）  
この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 20 年 5 月 1 日規則第 6 号）  
この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 26 年 3 月 14 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 26 年 12 月 18 日規則第 1 号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成 27 年 3 月 31 日規則第 5 号）  
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 30 年 3 月 26 日規則第 4 号）  
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
**附 則**（平成 31 年 4 月 26 日規則第 5 号）  
この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。  
**附 則**（令和 2 年 12 月 1 日規則第 7 号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。  
**附 則**
  - 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（令和 3 年 12 月 27 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。



別表

## 道路の工作物設置許可基準

(電柱等の設置)

**第1** 電柱、街路燈柱等の設置は、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 歩車道の区別のある道路においては、歩道上とし、歩車道境界石に接して設置すること。
- 2 歩車道の区別のない道路においては、側こうのある場合は側こうの道路側縁石に接して、側こうのない場合は、路端よりに設置すること。ただし側こうのない場合であつても将来側こうを設けなければならないと認められる箇所では路端から 45 センチメートル以上の間隔を設けて設置すること。
- 3 法敷のある道路においては、前 2 号の規定にかかわらず、法敷に設置すること。
- 4 埠頭地区内の道路には、電柱等を設置しないこと。

(荷役機械等の設置)

**第2** コンベヤ・テルハ、輸送管その他これに類するもので、地下に埋設することができないため、道路の上空を横断する施設の設置は、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 構造物を支える部分は、その基礎であつても道路敷内に設置しないこと。
- 2 道路との交さ角は、直角とすること。
- 3 道路を横断する工作物は、振動、風圧等に対し、十分な強度で、必要な危険防止施設をほどこしその最下端は、路面より 5 メートル以上の高さとすること。
- 4 工作物には、必要に応じて照明施設をほどこし、広告又はこれに類するものを塗装し又は添架しないこと。
- 5 荷役に路面を使用する必要がある荷役機械等は、設置しないこと。

(水管等の埋設)

**第3** 水管、ガス管、輸送管、電らんその他これに類するものの埋設については、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 施設は、頂部を路面から 1.2 メートル（工事实施上やむを得ない場合にあつては、0.6 メートル）以上の深さに設置し、道路を横断するときは、直角とすること。
- 2 構造は、特に沈下を考慮し、安全、強固でかつ耐久力があるものとし、継目を有する場合は、漏水、土砂の流入等のおそれがなく、道路の構造又は強度に支障を及ぼさないようにすること。
- 3 道路に埋設する場合は、埋設位置を明示するために、管理者の指示する標示をすること。

備考

この許可基準による埠頭地区の範囲を示す図面は、港営課に備え置いて縦覧に供する。

係留施設等使用許可申請書

四日市港管理組合管理者 宛て

船長氏名 \_\_\_\_\_  
 申請者名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 担当者名・連絡先 \_\_\_\_\_

【外航・内航】

申請者コード							
船舶基本情報	船名			IMO 番号（又は船舶番号・漁船登録番号）			
	船種 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】						
	国籍			船籍港			
	総トン数		国際総トン数		重量トン数		全長
	連絡方法	呼出符号（信号符号）		船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX 番号その他連絡方法			
船主等情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又は FAX 番号			（コード）			
	（名前）						
	（住所）						
	（電話番号又は FAX 番号）						
	運航者名・住所・電話番号又は FAX 番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又は FAX 番号を併記すること）						
	（名前）			（コード）			
	（住所）						
	（電話番号又は FAX 番号）						
	代理人（店）名・住所・電話番又は FAX 番号			（コード）			
	（名前）						
入港情報	入港予定港名			入港予定日時 月 日 時 分			
	停泊目的		希望びよう泊場所		びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
	係留施設（希望船席）名称・場所			（コード）			
	着岸（予定）日時 月 日 時 分			離岸（予定）日時 月 日 時 分			
	移動前停泊場所			移動後停泊場所			
	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分		移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
	運航区分 【入港・移動】		着岸舷側 【左舷・右舷】		（被）接舷船名		最大喫水（入港から出港まで） (m)
航海情報	航路名			【優先指定・定期・不定期】			
	仕出港		前港	次港	仕向港		
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時 (入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分						
確定欄 (管理者記入)	許可番号	バース	泡消火	料金免除	着岸時間 月 日 時 分	離岸時間 月 日 時 分	

船名			IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)
	その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
危険物情報	品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時			
	出港時			
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号			
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)		
		一般船舶等保障契約証明書		
		難破物保障契約証明書		
		CLC 条約証書		
		パンカー条約証書		
	ナイロビ条約証書			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称		
②保障契約の証書の番号				
③保障契約の有効期間				
④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか		【なっている・なっていない】		
⑤保障限度額				
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】				
備考	*総トン数 100 トン以上 1000 トン以下の一般船舶 (燃料油油濁損害)、総トン数 100 トン以上 300 トン未満の一般船舶 (船骸撤去等の費用) に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。			
船幅 : m Bow to Bridge : m マストの高さ : m				

上屋等使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

（法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申請者 コ ー ド		施設の種類	1 上屋 2 荷さばき地 3 野積場
施設 コ ー ド		施設名称	
使用面積	m <sup>2</sup>	使用区画 (区画名)	
使用予定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考	使用区分（一般・専用）		

（注意）該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

位置図、求積図等を添付のこと

この様式は、上屋、荷さばき地、野積場の使用に係る申請において使用するものとする。

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン)等		船 名	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
備 考	使用区分（一般・専用）		

石炭等保管用地使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

（法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申請者 コ ー ド		施設の種類	石炭等保管用地
施設 コ ー ド		施設名称	
使用面積	m <sup>2</sup>		
使用予定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考	使用区分（一般・専用）		

（注意）該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

位置図、求積図等を添付のこと

規格 A4

くん蒸庫等使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

（法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申請者 コード		施設の種類	1 くん蒸庫 2 くん蒸庫附属施設
施設 コード		施設名称	
使用面積	m <sup>2</sup>		
使用目的	検疫くん蒸 ・ 自主くん蒸 ・ その他		
使用予定日	年 月 日から 年 月 日まで		日間
貨物	品名コード	品名	個数・トン数
使用薬剤※			
防除業者※ <small>（植物検疫くん蒸統括責任者）</small>			
備考			

※くん蒸利用の場合のみ記入

- （注）・くん蒸庫とくん蒸庫附属施設の使用申請が重なる場合、くん蒸庫の使用許可が優先される。  
 ・くん蒸庫利用の場合、くん蒸計画書、安全対策等を添付のこと。  
 ・この様式は、くん蒸庫、くん蒸庫附属施設（雨天荷役施設・附属荷さばき地・待機所）の使用に係る申請において使用するものとする。

管理事務所使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

申請者 

申請者コード					
--------	--	--	--	--	--

住所

氏名

次のとおり（継続）使用したいので許可の申請をします。

施設 の 名 称		施設コード					
使 用 面 積	土地	平方メートル	建物	平方メートル			
使 用 期 間		年 月 日 から		ヵ月間			
		年 月 日 まで					
※既許可年月日・番号		年 月 日・組合指令 第		号			

※ 継続して使用の場合のみ記入



給水栓使用許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

申請者  
住所  
氏名

次のとおり使用したいので許可の申請をします。

使 用 場 所	四日市市 (別添図面の場所)		
使 用 目 的			
使 用 数 量			
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 料			
既 許 可 年 月 日 及 び 期 間	年 月 日	許可番号	組合指令 第 一 号
	年 月 日から 年 月 日まで		
そ の 他			

※この申請書及び添付図書類（位置図、平面図）は、2部提出すること。

ひき船 使用許可申請書兼配船希望願

四日市港管理組合管理者 宛て

年 月 日

住所又は所在地

申請者 氏名・名称

連絡先

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

港 湾 名					
申 請 者 コ ー ド					
係 留 施 設 名					
施 設 コ ー ド					
船 名 ・ 信 号 符 字 等					
重 量 ト ン 数 ( 英 ト ン )					
船 種	【コンテナ船・自動車専用船・油槽船・一般貨物船・旅客船・その他】				
スラスタの有無	【 有 ・ 無 】				
水先人乗船の有無	【 有 ・ 無 】				
利 用 日 時	入 港	(開始)	月	日	時 分
		(終了)	月	日	時 分
	出 港	(開始)	月	日	時 分
		(終了)	月	日	時 分
ひ き 船	ひき船名	ひき船事業者名			
	(希望するひき船がある場合や欄外※の場合に記載。それ以外の場合は希望隻数を記載。)	(欄外※の場合にのみ記載)			
ひ き 船 コ ー ド					
船 舶 運 航 事 業 者 ( 欄 外 ※ の 場 合 に の み 記 載 )	(名称)				
	(国名又は都市名)				
備 考	接岸舷【右舷・左舷】				

確 定 使 用 時 間	月 日 時 分 から		月 日 時 分	
船 舶 番 号	ひ き 船 種 別	許 可 番 号	使 用 目 的	

※外航船舶の運航事業者より委任を受けた船舶代理店がひき船使用料を支払う場合であつて、消費税の免除を受けるため、本申請書をもって役務提供の相手方が船舶運航業者であることを証明する書類とする場合には、「申請者」欄への印、「船名」・「利用日時」・「ひき船名」・「ひき船事業者名」・「船舶運航事業者」欄への記載が必要となります。

その場合、ひき船事業者が請求書控えなどの必要書類とともに、本申請書を必ず保管する必要があります。

施設用地使用等許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

申請者  
住所  
氏名

次のとおり〔施設用地（継続）使用、工作物（継続）設置・改良〕したいので許可の申請をします。

使用場所	(別紙図面の場所)
使用目的及び 工作物の名称	
使用面積又は数量	平方メートル (内工作物設置面積 平方メートル) メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用料	
既許可年月日 番 号	

- ※ この申請書、添付図書類（位置図、求積図、設計図、工作仕様書等）は、2部提出すること。  
・この様式は、施設用地（継続）使用、工作物（継続）設置・改良に係る申請において使用するものとする。

# 工作物除去許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

申請者  
住所  
氏名

次のとおり工作物を除去したいので許可の申請をします。

設置場所	(別紙図面の場所)
工作物の名称	
除去工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
既許可年月日 番 号	

規格 A4

# 工 事 着 工 届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

使 用 者

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で許可になりました（ ）工事は、  
年 月 日から着手しますので届け出ます。

工 事 し ゆ ん 工 届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

使 用 者

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で許可になりました（ ）工事は、  
年 月 日にしゅん工しましたから届け出ます。

荷さばき地等搬入（出）届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 宛て

使 用 者  
住 所  
氏 名

次のとおり届け出ます。

期間	年 月分		施 設 名		貨 物 名		備 考	
日付	搬入数量	仕出地	搬入方法	搬出数量	仕向地	搬出方法		在 庫
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計								

- (注) 1 貨物数量は、原則としてフレート・トンによる。(小数点以下は2位を四捨五入する。)ただし、慣習上、原則によらない貨物は慣習によるものとし、その換算率及び単位を明示すること。  
 2 搬出入方法欄には、貨物積み卸した船名、他港経由貨物については、その港名、回送方法を記入すること。  
 3 搬出貨物については、備考欄にできるだけその貨物の搬入期日を記入すること。  
 4 この様式は、搬入（出）施設及び貨物品名ごとに作成すること。  
 5 この様式は、荷さばき地、上屋の搬入（出）に係る届出において使用するものとする。

入 港 船 舶 予 定 届

年 月 日

四日市港管理組合管理者宛て

届出者  
住所  
氏名

入港予定日 (出港予定日)	信号符字 船名	国籍 運航者	総トン数 重量トン数	全長 B / B	揚(積)貨物名 コード/数量	前港 国(県)名	希望 ベース	喫水 資格	備考
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	
								( ) 航	

上記届出の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにその変更にかかる事項を届け出て下さい。